

塩尻市議会基本条例特別委員会会議録

日 時 平成22年4月20日(火) 午後1時30分

場 所 第一委員会室

協議事項

- 1 第2回特別委員会協議内容について
- 2 協働社会をつくる条例研究会の内容について
- 3 塩尻市議会基本条例前文素案について
- 4 その他

出席委員

委員長	金子 勝寿 君	副委員長	中村 努 君
委員	塩原 政治 君	委員	小野 光明 君
委員	中原 巳年男 君	委員	鈴木 明子 君
委員	丸山 寿子 君	委員	中野 長勲 君
委員	古厩 圭吾 君		

欠席委員

委員 中原 輝明 君

説明のため出席した職員

地域づくり課長 田中 利明 君

議会事務局職員

事務局次長 成田 均 君 議事調査係長 中野 知栄 君

午後1時30分 開会

委員長 定刻ですので会議を開きたいと思います。中原委員は都合により御欠席だということで御連絡がございましたので、そのほかの委員の皆様お集まりですので会議に入りたいと思います。本日はお忙しい中、御参集いただきましてありがとうございます。本日の会議は前回の会議を受けまして議題が4つございます。その中で、小野委員から提案がございました自治基本条例の行政側の進みぐあい等について、行政側からの話を聞いて、また議会の基本条例の関連について議題として扱っていきたい。また正副委員長のほうで基本条例の前文、目的等についてたたき台の案を本日お持ちいたしましたので、それを基に少しずつ議論を進めていきたい。また今後の条例制定に向けてのスケジュールに関しまして、前回の決定したスケジュールのさらに細かいものを事務局のほうでたたき台というか、細かいものをつくっていただきましたので、それを確認いただきまして、次回以降できれば項目のほうを話し合っていけるような方向を、きょうの会議で決めて行ければなというふうに考えております。それでは開会に先立ちまして議長よりごあいさつをお願いしたいと思います。

議長 あいさつなしで進めてください。

委員長 いいですか。はい、わかりました。

第2回特別委員会協議内容について

委員長 それでは2の前の第2回特別委員会の協議の内容についてを議題といたします。資料No.1をお願いいたします。前回の委員会について、委員会のこと、決定事項等について事務局より御説明をいただきたいと思えます。

議事調査係長 議会基本条例特別委員会協議経過書ということで、事務局のほうで作成させていただきました。こちらに記載してありますとおり、第1回目は正副委員長互選ということで、3月25日に第2回特別委員会の協議ということで内容を記載させていただいてあります。意見を皆さんで共有していただくということで、こちらのほうに記載してありますが、検討事項及び内容につきまして、前回の会議の中では前回の議会改革等研究委員会検討内容ということでまず説明がありまして、その後今後の進め方ということで、特別委員会なので検討内容はこの委員会で決定していきたいが、各議員の意見も大切なため、全協での意見もいただき、この委員会に戻す方法も考える。制定の日程については、基本的にスケジュールは守っていきながら作成していく。素案ができる前に公聴会を開く、あくまでも予定ということです。あと協働社会をつくる条例研究会の内容について意見を聞くということで、本日は田中課長のほうにお見えになっていただいて、これから意見を聞いていただくようになっております。以上よろしくお願ひいたします。

委員長 以上、御確認していただいてよろしいでしょうか。

協働社会をつくる条例研究会の内容について

委員長 それでは、本日、田中課長がお見えですので早速自治体、行政側の基本条例の協働の社会をつくる条例研究会の内容について御説明をいただきたいと思えます。では課長、説明をいただきまして、その後質疑の時間という形で、できれば15分から30分程度という形で考えております。では課長、お願ひいたします。

地域づくり課長 どうも御苦労さまでございます。この4月に地域づくり課長を拝命しました田中と申します。よろしくお願ひいたします。それでは早速でございますけれども、お手元に大変、1枚の資料で恐縮でございますが、御用意をさせていただいておりますので、資料No.2をごらんいただきたいと思えます。

この協働社会をつくる条例研究会というのは、

委員長 おかけになってください。

地域づくり課長 そうですか、失礼させていただきます。

この研究会は庁内に設置された研究会でございます。設置の目的でございますけれども、ここに記載のとおりでございますが、市民参画を保障する行政のあり方や、市民の権利や義務、そして市民と協働の仕組みなどを明確にする条例の制定を検討するという、そういう目的で設置をしました。ただこの条例については、制定をするという方向ではなくて、制定するかどうかも含めて検討するという位置づけでスタートしたものでございます。

メンバーにつきましては、庁内の職員、庁内検討委員会ですので庁内の職員15人ほどで構成をさせていただきました。

内容につきましては、この研究委員会で何を研究してきたかという部分でございますけれど、そこに(1)から(9)までそれぞれ書かせていただきましたけれども、住民自治基本条例の制定の意義はどのようなものか、また同条例の制定をすれば課題はどのようなものか。また全国の状況ならびに県内状況を検討し、あと本市が今まで行ってきたまちづくりの経過と住民意識がどのようなものであったかというのを若干検証させていただいて、住民自治基本条例の性格はどのような性格の条例になるのか、それからほかの自治体ですでに制定されたところは、どのようなものを規定しているのか。また8番は、方向は少し変わりますけれども、自治会のほうから、いわゆる区長会のほうから自治会の加入を促進する条例を制定したらどうかという投げかけが、これはだいぶ前ですけどありまして、その内容もあわせて検討してまいりました。また国における地方自治の動きなどもある程度研究させていただいたというものです。

経過はそこに書いてあるとおりでございます、平成19年10月24日に庁内の政策調整プロジェクト会議においてこの研究会の設置の承認を受けまして、11月5日の庁議において設置承認を受け、研究に入りました。少し長い年月がかかったのですが、平成22年3月24日に報告書がまとまりまして、まず研究を政策調整プロジェクト会議のほうに報告をさせていただき、御意見をいただきながら、4月5日の庁議へ御報告をさせていただいたというもので、これが経過でございます。

それで、どのような報告がなされたかという部分でございますけれども、結果としましては自治基本条例に関しては、本市においては条例制定作業に入るタイミングではないと考えるので、住民意識を考慮しつつ、将来的な政策課題の1つとするということで、自治基本条例についてはそのような報告をさせていただきました。

もう1点の自治会加入を促進する条例につきましては、区長会からの御提案をいただいて5年が経過しているものですから、再度区長会さんに方向性を打診して、つくるという方向が出れば区長会との協働で制定に向けて協議を開始していこうと、こういうことが一番現実的であるという報告となっております。以上でございます。

委員長 ありがとうございます。委員より質問等あれば挙手の上、御質問いただきたいと思います。

小野光明委員 結果的に制定するタイミングではないというのですけれども、その理由は。

地域づくり課長 1つには、この自治基本条例は住民と協働でつくり上げるというのが一番のポイントでございます。もうこの条例をつくることから住民に参加をしていただいて、それと住民と共につくり上げていく、いわゆる協働や何かをうたっていく条例であるというのは一番のポイントでございますので、ただ住民サイドを見た場合に、まだ住民の側からそんなに積極的な制定の気運の高まりが見られないのではないかなというのが1つ、1点でございます。それともう1点は、ただいま塩尻市においては各種計画策定の委員会等には委員の公募を行っておりますし、市に提案公募型事業に対して、応募に対しては積極的な採用を行っておりますし、あと市民交流センターのサポート組織へのもう自発的な住民参加が見られており、協働意識は徐々にではありますけれども、定着化してきているというような状況で、かつては見られなかった自主的活動を展開する団体やNPOも生まれて活動しておるという状況も、一部には現実としてあります。そのような観点から、住民との盛り上がりの中にて条例を制定していくのが一番であろうという結論でございます、まだ住民サイドを見た場合にはそんなに盛り上がりがないのではないかとということが一番のポイントでございます。以上です。

委員長 ありがとうございます。

小野光明委員 住民サイドの盛り上がりがないということなのですから、全国、県内の動きを見ると、一番

顕著なのが飯田市は議会サイドが中心にやりましたけれども、そこと比べてというか、そういう動きの中でだいぶ議会が中心になって動いている事例は全国でもあったかと思うのですけれども、この中で議会の性格、当然自治となると議会の受け入れなどもあると思うのですけれども、その辺はどんなふうに考えているのですか。

地域づくり課長 基本条例の制定の仕方、中に盛り込む内容ですけれど、これとってこういうものは絶対に盛り込まなくてはいけないという要素は全くないわけでごさいます、あくまでも住民と一緒に考えて内容を盛り込んでいくというスタイルでごさいます、そうは言っても、やはり先行された自治体さんの例が一応基本となって、その後制定がされていくというような経過がたどられる場合がほとんどでごさいます。

参考までに、制定をされた自治基本条例の中で、議会さんにかかわる部分はどのような制定がされているかという部分かと思えますけれど、一例で申し上げますと、条数にして大体3条。1条、2条、3条と数えて、3条ぐらいの規定がされている場合が多いわけでごさいます、その中で何をうたっているのかというと、市議会の責務という項目を1つ設けたり、市議会議員の責務、それから市議会の事務局の職員の責務と、この3つを定めるようなパターンが多いのかなというふうには考えております。

それでは実際その中にどのような責務をうたい込むかというのは、これは正直申し上げて各自治体それぞればらばらでごさいます、おおまかに見て一例で申し上げますと、市議会の部分には、市議会は市民を代表する意思決定機関として市政を監視し、評価して適切な市政運営を確保しなければいけない、というようなこと。それから市議会は自治の発展のため市民の意思を的確に把握し、施策の積極的な立案及び提言に努めなければならない。それから市議会は市民に積極的に情報公開をし、市民参加による開かれた議会運営を行わなければならない。このようなことがうたわれるケースが多いです。それから市議会議員さんとしての責務につきましては、議員の責務を自覚し政治倫理の確立に努め、その職務を公正かつ誠実に遂行しなければならない。このようなことでごさいます。それから事務局に対しては、職務の遂行に必要な知識と能力向上に努め、誠実かつ効率的に市議会の活動を補佐しなければならない。大体このようなことが定められる場合が多いと思っております。

小野光明委員 市の場合は、そもそも常設型住民投票条例を市長が導入したいという流れの中で一度断念して、基本条例の中でも一定の位置づけをしたいという考え方があったかと思うのですが、その間の中で区長会の区のあり方研究会が自治加入についてもということがあったかと思うのですけれども、一番大きい部分で住民投票の位置づけをどうするということがあったと思うのですけれども、それはこの中でどんなふうに出てきますか。

地域づくり課長 市長は確かに前回の選挙公約の中で、住民自治条例の研究を行うという公約を掲げていらっしゃいます。それから本市における住民投票にかかわる部分でごさいますけれども、議員の皆さん御存じのとおり、本市におきましては過去2回、市民交流センターの建設を問う住民投票条例の制定請求が地方自治法に基づいてされた経過でごさいます、それぞれ二度とも否決をされまして条例制定には至っていません。住民自治基本条例の中には住民投票をうたう、当然条例も数多く存在しますし、それは全く住民投票に関しては地方自治法の規定に任せるという部分もごさいます、千差万別でごさいます。

本市におきましてはその部分の検討につきましては、住民投票については、これは実際自治基本条例を住民と共に協働でつくり上げていく場面でどのような結果になるかということであって、現段階では想像しにくいという部分でごさいますけれど、一方ではいわゆる地方自治法で規定された部分については、当然地方自治法で規定されておりますので、それとまったく同内容であれば住民投票条例についても当然、住民がそのように協働でつ

くり上げていくのであれば入れていくのが普通というか、当然ではないかなという解釈はございます。ただ、それよりハードルを上げ下げするかというのは、それはその中の協働作業の中で決めて行くべきものかと。

小野光明委員 協働作業はわかるのですが、そもそもだいたいの位置づけ、性格づけというのは市長の意向の中で重要な要素だったと思うのですが、結局この庁議の中では、そういった研究会の中では、それほど積極的に考えなかったということでもいいのですか、結果的には。

地域づくり課長 投票の部分ですか。

小野光明委員 はい。住民投票。

地域づくり課長 投票の部分はそんなに積極的に、正直申し上げて、議論が交わされたという状況ではないです。

小野光明委員 市長からのほうも特に指示はなかったということですか。

地域づくり課長 市長からは特にこうしろという指示はありませんでしたので、研究会はその部分では自由に研究をさせていただいたということでございます。

小野光明委員 最後に、住民サイドの盛り上がりということを行っているのですが、どこの段階でどのような状況になったら盛り上がりと言えるのかというふうに判断するのですか。

地域づくり課長 これは中でも意見のわかれたところでございます。住民の盛り上がりを待っていたら一生できないのではないかという意見もございました、委員の中には。ある程度市のほうで住民の意識を喚起していくような、そういうことをしていけないといけないのではないかなというのが1点ございましたし、住民は、そうはいってもそんなに多くの住民が望んでいないのであれば、あえてつくる必要はないのではないかと意見と、このところが意見がわかれたところでございます。

副委員長 15人くらいでやったということですが、これは政策として誘導してでもどうしてもつくれたほうが良いという人と、それから今言ったように住民の中でそういう志のある人がいづらか出てきたら、将来的にはつくれたほうが良いという人と、そもそも全く必要のないという人と、割合的にはどのくらいですか。

地域づくり課長 正直に申し上げますと、今の塩尻市の現状を見れば、あえてつくらなくてもそんなに支障をきたさずに行政運営はされているのではないかなというのは、割と多い意見ではございました。市民の側から見て、この条例ができて劇的に、自販機の条例のように、環境が劇的に変わるとか、そういう状況ではないものから、ある程度ステータス的な部分で、いかにもこの条例を制定するとその市の民度が高いのかなというようなそんな評価の部分で、実をとるのか名をとるのかという部分がありまして、どうしてもという意見が多くなれば別として、現状段階においてはあえてそこまで踏み込んで、無理矢理公募して市民を無理やり集めて、そこへお金を使って条例を制定して、さらにお金を使って住民投票をする必要があるのかなという意見が大勢でございました。以上です。

委員長 はい、よろしいですか。ほかにございますか。よろしいですか。課長、お忙しい中、御出席いただきありがとうございます。御苦労さまでした。

地域づくり課長 参考になったかどうかわかりませんが、失礼します。

委員長 大変に参考になりました。

お聞きした中で、特にここで委員間で特にお話をしないでもよろしいですか。何かあれば、いいですか。参考

になったということで。理解を深めたということで。次へ進めたいと思います。

塩尻市議会基本条例前文素案について

委員長 それでは資料に従って進みたいと思います。本日、お時間をいただきたいと思ひまして、協議事項の4ということで、前回の委員会の中である程度スケジュール的なものをお認めいただきましたものですから、本日の委員会では、正副委員長のほうで条例の前文のほうを、これはあくまでも案ということですが、作成してまいりました。これをもとに本日の会議を進めさせていただければと思っております。前文の説明をする前に、皆さんの御意見をいただいて一たん形にした後、実際に項目の検討を次回以降の委員会でできれば進めていって、それがまたある程度の素案になった後、また再び前文をいじるというのでしょうか、修正していくというような形を、他の議会等では進めているケースが多いということをお承知いただきましてから、前文の説明に移ってまいりたいと思います。それではよろしくお願ひいたします。

資料No. 3 - 1になります。では少しお時間をいただいて、私のほうから説明をさせていただきたいと思ひます。この前文にあたって、ポイントを3つ、3点掲げさせていただきました。言ってみれば議員間同士の議論というのはやはり充実させて行くべきではないかというところ、現在の自治運営上なかなか議員同士でそれぞれ市民の考え等を議場でお互いに掲げる、もしくは掲げて議論するという機会がなかなかないので、それをまずしていきたい。その結果として論点の整理、明確化というものを市民に伝えていく。また議論を通じて市民の世論形成というのでしょうか、をできればこの中の文章では、民意の創造に寄与するといった形の文章です。また2点目として市民との対話、議会として対話していく、そういった中でさまざまな意見、少数意見等を取り入れるような形をつくっていければと。それから3点目として、これは繰り返しになるかもしれませんが、議員必携と言われる部分に記載されている、議会は最終意思決定者であり、行政に対する監視という、この役割を前文の中に文書で落とし込んだということです。ということで、では朗読させていただきます。項目ごとに少し区切って説明させていただきたいと思ひます。

塩尻市議会は、市民の代表機関として、地域における民主主義の発展と住みよい街づくりのために果たすべき役割と使命を自覚し、社会の変化に対応した自主的な意思決定と責任を果たさなければならない。そのために市民との交流や対話を通じて、様々な市民の声を議員が受けとめ、議員間の自由な議論や討議を積極的におこない、それを広く市民に公開し、多数の議員による合議制において、より最良の団体意思の決定をおこなっていかねばならない。

ここでは、3行目の後半にある、市民との交流や対話を通じてというところでは、今後、項目で検討するであろう議会報告会といったことをイメージしてここにこういった文言を入れました。またそういったものを受けて様々な声を議員が受け止め、議員間の自由な議論や討議を積極的に行っていくと。そこで結果的に最良の意思を決定していくと。この辺はすごく当たり前のことですが、前段として掲げさせていただきました。以下使命が3つございます。1つ目の使命は今のこの繰り返しになる部分もあるのですが、それでは次の段落から読みます。

議会は、その持てる権能の範疇において、自治体事務の立案、決定、執行、評価における論点、争点を広く市民に明らかにする責務を有している。そのために、議員間の自由かつ達な討議をとおして、市民が様々な考えや意見を持っていることを明らかにし、かつきめ細やかな住民の生活環境に配慮し、論点・争点を発見、公開する

ことは討論の広場である議会の第一の使命である。

ということで、ここでは先ほど冒頭で御説明いたしました、市民の対応を含めて、住民の生活環境に配慮し、という言葉が入っていますが、この辺は少数意見等に耳を傾けながらという意味合いを含めてあります。その次の段落に移っていききたいと思います。3番目の段落です。

議会は首長との質疑ならびに議員間の討議や議論を通じて、自治体が抱えている課題や、将来起こりうる課題について市民が理解しやすい議事運営をおこない、議論を通じて健全な民主主義の醸成に努めるとともに、民意の創造に寄与することが第二の使命である。

ということで、ここでは、特に議会が議論を通じて市民を引っ張っていく部分ということで、民意の創造のために寄与するという言葉。それからこの自治体の、塩尻市のいわゆる議会制民主主義といったものをより高めていくという部分で、民主主義の醸成に努めるということが議会の使命という形で書かせていただきました。次の段落へ移っていききたいと思います。

議会は、市長との二代表制の一翼を担うことを常に自覚し、議事機関として、自治体の最終決定をおこなうことだけにとどまらず、行政が執行する事項全般について適正な執行がおこなわれるよう、市民の代表として民主的になされているかどうかを批判し厳しい監視をおこなうことが第三の使命である。

これはもう、ほぼ議員必携に書かれている、議会の使命というところ、2つのところ。最終意思決定者でありかつ批判し行政を監視していくというところを第3の使命という形で書かせていただきました。

以上の使命を達成するために本条例を制定すると。

一般的にはこの辺までなのですが、その下に。

本条例は、これまで市民に開かれた議会を実現するために努力してきた塩尻市議会が、今後もその姿勢を保ちながら、さらに市民から信頼される議会であり続けるために、市民が議会に参加する機会の確保やだれにでもわかりやすい議会運営を通じて、議会力を発展させていくことを目指していく。

という一文を入れました。この最後のひとかたまりは個人的な見解で大変恐縮ですが、当選してきて諸先輩方が、これまで議会の情報公開などを積極的になさってきた部分を引き継いで、より次の世代へつなげていくような形ができればということで、この一文を入れさせていただきました。

せっかくですので続けて第1章の目的まで、前文とかぶる部分もありますが、たたき台として御呈示いたしましたので朗読します。

この条例は、市民にとって身近な市議会を目指すべく、議会が市民の声を受けとめ具現化するために、議会運営並びに議会活動の基本的事項を定めることによって、議員及び議会が真に市民にとって必要とされる議会であり続けるとともに、将来にわたってふるさと塩尻のまちづくりに寄与出来ることを目的とする。

以上の点ですが、できるだけ前文の中に基本条例で扱われるであろう項目を埋め込んでみたつもりです。先ほどの議会報告会の関連や、議員同士の自由な討議や、またそれを含めて行政の監視等、一応たたき台という形でお示しいたしました。副委員長のほうから補足をお願いします。

副委員長 これは前文と書いてありますけれど、いきなり第1章に、理念とその次に目的と一緒にしても別にそれはかまわないのですが、条例をつくるにあたっての理念だと思っていただければいいのかなと思います。この中では、今まで積み上げてきたものを大事にしながら、また足りないものをつくりあげていくというようなこ

とに配慮してつくったつもりですので、あと第一の使命、第二の使命、第三の使命と、こういう順番になっていますけれど、その順番も特にこだわることもないのかなという気もしていますので、さまざまな御意見をいただきたいなと思います。

委員長 お示ししましたので、ぜひ御意見を、てにをはから始まって。

古厩圭吾委員 率直に言ってこれは長すぎるね。一般市民なりに、例えば議会がこういうことを考えているよということを言う場合に、各条文では具体的なことを言うのは結構なんだが、これは全部こんなことをやれば日本国憲法の前文ではないし、私はこんなに長ければ見ただけで嫌になってしまう。思いはわかる。だがもう少し平易な言葉で、もう少し全体を感じられさえすれば、ここであまり理屈っぽいことを言うてしまう必要性は、私はないのではないかなという実感、見た瞬間に思ったのは、その思いが出るのはいいけれど、これだけ序のところを持って行けば、多分市民の皆さんは疲れてしまう、見るだけでと、私は思った。

それともう1つは、何のために条例化するかということをやわやわなくはないかと思うのだよ。それは何かということになれば、これは難しいところだけれど、今、首長さんでなかなか個性的な首長があちこちから出てくる時代になってきて、それは阿久根市だとか、名古屋市を見ても自分の考えが全て絶対的だの考えで、議会が間違っているという雰囲気発言もあるわけです。そういうことに対して議会条例、議会はこういう考え方があるよという部分がまずないと、結果として全てできあがったものでこうですみたいな話をやれば、市民の皆さんにしてみれば、議会など追認しているだけだと言われ兼ねないところまで行ってしまうと思うよ、この難しさは、だから、その辺に対して議会というものがこの議会条例をつくるということ、しかも基本条例なので、細かくそれぞれの今まで積み上げてきたことを全部載せたら、そういうことのためではないだろうというのは私は基本的には思うのです。議会条例というものは基本条例だから。議会というものはこういう信念でこういうふうにしますよという部分があって、具体的なことはある面ではその都度なり、そのことが起きた時にどうやっていくかということになっていくと思うのだよね。例えば今回のいろいろな例で言えば、自分で招集した議会に説明すべく市長が出てこないようなことをやって、それが当たり前みたいな雰囲気、議員などはへばばかりだみたいなことを言われるような形が、片やあるかもしれないわけだ。市民の皆さんの目で見ても、そうかもしれないよ的な、かなりの支援をされている現実もあるようなので、そういうことまで含めて考えるとしたら、逆に言えば、あまり細かいことを決めれば、それにさえ違反しなければいいのではないかみたいになって、全部読み込むためには膨大なものを積み上げなくてはいけなくなってしまうと思う。その点も含めて私も、この条例をどういうためにということも含めて検討してから始めないと、細かい部分を突き出すと切りがないような気がして、私はこれを見せてもらってそんな感じがしたというのが感想です。まだ具体的にどうこう言うつもりはありません。

委員長 ほかにございますか。

鈴木明子委員 私も、前文が少し格調高くやろうというようなのが先にあるような印象を受けてしまうので、この議会基本条例をつくる趣旨が、市民に対して議会が誠実にこういうことをやっていきますということをやわやわものだとということが伝わるような程度のと少しあれですけども、もう少しシンプルなものがいいのではないかなというふうに思いますし、きょう、いきなりこの文面を、てにをはも含めて一言一句を見てというふうに言われてしまうと、少しこれは消化しきれないかなという感じで。思いがあるのはわかるのですが、もう少しシンプルにしたらどうかということがまず第1点と、一言一句で言えば、少しいろいろひっかかるかな

というところもありまして。きょうこれをクリアーしていくのですか。

委員長 とりあえず一度。最初にあるものですから、上からやっていかななくてはいけないものをきょうお出ししましたが、あくまでもまた、次回以降は項目には入りたいなど。これはこれでもう一度皆さんにお聞きして、今言ったような意見があれば直して扱っていきたいと思いますが、まずは少しいろいろ御意見を出していただいでから考えたいと思いますが、どうでしょうか。ほかに皆さん。

小野光明委員 皆さんと言っていることは同じなのですが、言葉もやはり少し難しいと。例えば権能の範疇であるとか、民主主義の醸成、民意の創造に寄与するという、気持ちは確かにわかるのですけれども、最後にだれにでもわかりやすい議会運営って言いながら、少しこれはわからないよなという気がすごくするので、言葉の、どちらで行くのか、格調高いものにするならいいですけど、わかりやすいということに重点を置くと少し言葉が行政用語に近いのかなという気がしますので、その辺は工夫していただければいいかなと思います。

委員長 ありがとうございます。ほかに。

中野長勲委員 格調高いのもいいけれど、そうかと言ってせつかくつくる条例だから、ある程度の行政言葉とか納得しにくい言葉もあると思うけれど、もう少しこの文章では確かに今出ているように長すぎるような気もするし、そして何となく塩尻市民に対して、先ほどの田中課長の話のように、必要性のないようなことまで抑えつけてやるというようなことではなくて、もっと自然とはいれるような形でもっていきたいと思っています。この前文については、議員になる、そして議会人になるためにはこれはもう当たり前のことだと思って我々もいるのだけれど、改めてここでまた頭がひらめいてきたわけだけれど、これも市民も何となくマンネリ化して、こういった条例ができるについてやはり議会に関心を持ってくれることが一番大事なことだと思います。本当に行政側の立場としても、それからまた議会側の立場としても、最近市長は各地区へ出向いて、ただ議会だけの予算説明ではだめだというようなことで、そんなことも行政もやっていることだから、これもやはり議会も追認ではないけれど、議案の追認ではないけれど、議会は議会としての立場をつくった条例にしてもらいたいと思う。少しこんがらがってしまうけれど。

丸山寿子委員 今見たところですので、全体に細かいところまでどうというのはすぐにはあれなのですけれども、いろいろな条例がありますけれども、できるだけわかりやすい言葉で表現できれば、それはそのように工夫できればとは思いますが、条例に文章化していくという上では必要な部分というのもあると思いますので、文章全体についてはまた全体をやっていく中で、それはそれで考えていくことでいいかなというふうに思います。盛り込まれている内容については、先ほど説明もありましたけれども、順番はまた変えるかもしれないというようなことも言っていましたけれども、使命という点でそれぞれ従来から言われている、第三のところを書いてありますけれども、そのところを抑えながら、今本当になぜこの条例をつくっているのかというような部分では議員間の討議のことですとか、あるいは市民の中に出て行って意見を聴くですとか、そういったことも踏まえてそれを入れてあるので、基本は抑えてもらってあるかなという印象を受けています。

委員長 ほかにございますか。正副議長はいかがでしょう。

塩原政治委員 今皆さんから出たように、これはその都度やっていく時に見直し、例えば10分とか15分ずつをかけて、そのたびに見直ししていく方法を取っていけばいろいろなあれが出てくると思うし、例えば使命の3つが、ひよっとするとこれが目的のほうに入ってもいいのではないかなというような気もしないでもないし、

そういうのをまたそのたびに話を出してもらってやって、その日の課題に進んでいってもらったらいいのではないかなというふうに思いますけれど。

中原巳年男委員 例えば市民に、何のために議会で基本条例をつくったんだと言われた時に、簡潔に説明のできる内容という中で考えた時に、前文が長いという指摘もあるのですが、もしかしたらこの中に含まれているものが条例の中に入り込んでくる可能性もあるので、そうなってくればその段階でこのところを詰めてというようなことにもなると思うので、いったんこの形の中で、言いたいことは全部ここにおそらく入っていると思うのです、ほぼ。だからこれが条文の中にどういうふうに生かされていくかということで、この前文も、最初に委員長が言われたみたいに、途中で見直すことも検討していく必要があると思うので、言いたいことがここに入っているという解釈を今現在私はしたいのかなというふうに思います。

副委員長 今の段階では、ここに書かれていることがこれからやっていく目次的な感じでとらえていただければいいのかなというふうに思いましたので、その都度、あるいは最終的にもう少し最初の理念の部分をコンパクトにして、とりあえずこんなような中身で今後、それぞれの個別議論に入っていったらどうかなというふうに思います。

委員長 きょうこの文章を出していきなりというのは確かに。どうぞ。

鈴木明子委員 自分を落ち着かせるというか、頭の中を整理するというような感じで、ここにあるストーリーをもう少しシンプルにしてみると、議会は市民に対していろいろ市政の、市政上起きている問題点を明らかに提示する義務を負って、そういう使命を負って、市民の中に多様な意見があることを承知してそれをくみ上げて、首長との質疑や議員同士の討議なども通じて、この問題をどのような方向に導いていくのがいいのかというようなことを見極めていくというような、そういう中で、その途中に市民の皆さんがどんどん意見などを述べたりする形、あるいは議会の傍聴してもらって、議会から発信したのものに対する意見を出してもらおうというような形で参加してもらうことが可能なのですよというようなことを市民に対して申し上げていくという、そういうものの姿勢が伺い知れば、前文として市民が期待をしてくれるかなというような気分になるのですけれども、そのような理解でいいのですかね。自分の頭の中を整理をかけているみたいですが。

委員長 大変理解していただいてありがとうございます。

そういたしましたら、確かに御指摘のとおり、併用のほうがよりわかりやすいという意見が全く同意見ばかりですが、少し委員長のほうが肩を張りすぎたのかなという部分も正直認めるところであります。もう一案、今の指摘を聞いて。

古厩圭吾委員 議長の言われた方向でいいのではないですか。その都度。

小野光明委員 全体の基本的なものだから、しっかりつくるのは最後で。

委員長 ありがとうございました。形として、一応ここにありますが、きょういただいて、皆さんまた後から御意見をいただく中で、次回以降、できれば次の話で大変恐縮ですが、項目に入りながらもこちらをもう少しやわらかい文章で、もっと圧縮できるなら圧縮するなり、今鈴木委員が最後先ほど言った意見が、実は一番的を射ていると思ったのですが、そういうわかりやすい文章をしていく方向で一致して、前文にも手を入れながらという形でよろしいですかね、皆さんは。はい、ありがとうございます。その下の目的については、きょう少し条文を、大体条例は理念のあと目的が来るものですから、ここも含めて少し併用な文章というのを皆さんの御意見も、

つくりながら考えていただくということで。

副委員長 少しいいですか。基本的なことです。少し確認をして進めて行かなくてはいけないと思うことがあるのですが、何と言うのでしょうか、例えば議会とは何かということを知った時に、理念的に積み上げていくのか、それとも第1条議会とは何か、議長とは何か、そういうつくり方にしていくのか、どちらのほうがいいのでしょうか。今まできちんとしたひとまとめになったものが議会の中にはないと思うのです。常用であったり、条例であったり、規則であったり、先例であったりというような、その辺のところをもう少し整理したものをつくるのか、それはそれとして目指す方向性みたいな形にしていくのか、どうなのか。

古厩圭吾委員 私は、あまり細かいことを基本条例にうたうべきではないと思うのです、逆に言えば、基本条例というのは、議会としてこういう方向を見ていきますよということをやったって、細かいことは細則なり規則なりでそれぞれいっぱいあったそのことをやっていくよというほうが、ある種の柔軟性ができると思うんです。そうでないと、全部何百条もあるようなものをつくってしまうと、結果的には、何百条にこれは反しているよとかいろいろ話が出てくる可能性があると思う、世の中動いていくのだから。議会というのはこういう方向を向いてこういう方向でやりますよみたいなことが、原則が確認できれば、あとのことは極端な話、別に定める的な発想だあって、私はいいのではないかなと思うがね。

委員長 副委員長からそういった御質問というか、これどうでしょうかというお話でしたが、ほかの委員の皆さんは、条例のあり方とかですね、第1条に何があって、理念はどうやっていくのか、ほかの議会によってはもう既に具体的な規則に近いような形まで条例に入っているようなところもあります。

中野長勲委員 いよいよこれはこういう段階に、条例をつくるという段階になってきたね。今まで他市へ行って先進地を視察してきたけれど、その頃は条例というものは上のそらで聞いたり、納得もできなかったけれど、実際こうなってくると、やはりもう既にスタートしている他の議会のものも勉強する必要があると思うよ。全員で勉強しなくても、事務局なり正副委員長で、ある程度のたたき台くらいは頭に入れてもらったほうがいいと思う。多分入れてあると思うけれど。

鈴木明子委員 みんなでやってもいい。特別委員会なのだから。

中野長勲委員 本当に、先進地に行って、伊賀市、北名古屋、あの頃は、これは本当に海のものか山のものか雲の上のものかと思って聞いていたけれど、実際こうやってみると大変なことだと思うよ。自分たちでやるのはやぶさかではないけれども、ある程度の参考にするところも、それを全部取り入れるではなくて、塩尻は塩尻で、前の形の中である程度参考にしたほうがいいのではないかなと私は思うけれど。

委員長 ありがとうございます。全くそのとおりなのですが。ほかにどうですか。今、中野委員からそういった意見もありましたが、勉強したらどうだという。

丸山寿子委員 同じです。うちの市なども男女共同参画などは、全国に先駆けて5つくらいの都道府県も含めて条例化した中に入って、そういうふうには先頭を走る場合はほかに比べようもないので、国のを参考にしながらというのはあるのですけれども、これだけ出ている中で、それぞれ皆さんも視察にも行ったりとかしていることでもありますので、どこかの丸写しということはもちろんないわけなのですけれども、それぞれ行ったところのことも参考にしたり、あるいはこれから共通で勉強してもいいと思うのですが、そのことについてやはりこの中で自由に意見を言ったり、考えを言う中で進めていくといいかなと思います。具体的なものを参考にしながら。

中野長勲委員 もう一回言うとね、きょうはこの時点で前文が長すぎる、前文がこれでいいのか、目的が先になるのか、目的で一緒になるのか、もうこの辺でつまずいてしまっているの、やはり先進地の目的があったのか、前文があったのか、そこらの初歩的なことを私は必要ではないかなと思うけれど。

委員長 今おっしゃったことは、条例を制定する他市等で、なぜ条例を制定したかという部分と経過、もっと言えば、なぜ必要かの部分をもう少し委員それぞれで共有した方がいいのではないかとこの考え方ですか。

中野長勲委員 具体的なものにも入ってしまっていると思うよ。

鈴木明子委員 いろいろなサンプルを並べて見て。

古厩圭吾委員 第何条の条文をどうするかではなくて、例えば市民から意見を聞くことについてはいろいろな対応をされていると、そういう例をしっかりと集めてみて、うちとしてはどういう方向がよりいいのかなというような感覚でやらないと、第何条こういつて何月と何月にやりますみたいなことを検討するよりも、その先にもう少し全体から意見を聞く、市民の声を反映するにはどういうことが可能なのかということも含めて、そういうことを話し合っておいて、ではこれを条文化するにはどうするのかという、そういう方法のほうが無駄がないのではないですか。

委員長 ほかの条例を持ってきてただやるのではなくて、先にここで少し皆さんでこういうことがあったらいいのではないかとこのことを話し合った後で。

古厩圭吾委員 それで、それをやっている例はこういう例もあるし、あの市はこういうふうに行っているし、こちらの市はこうやっていると、ついでにうちの市ではどれが一番いいだろうかという発想のほうが、私は無駄がないような気がするよ、結果として見れば。

小野光明委員 やはり先進地視察の中で行った中で、一番問題になってくるのは、市長の反問権であるとか、議会報告会とか多分課題があると思うのですよ。くみ上げていってというより、市の中でどうするかという位置づけを固めない、細かいものは出てこないと思うので、それぞれ課題になっているものがあると思うし、市の中では、この市議会としては比較的情報公開は進んでいる中で、ではどうするかというやはり柱をある程度建てておいてやったほうが、議論を進めやすいし、結局言葉が何だということ煮詰まってしまうところがある気がするのですよね。言葉がどうだということ、そこでそれでは全体はどうなのということもまずある程度固めて、ほかの先進地などでも、反問権の問題であるとか、報告とかいろいろあるので、やはりそれでは市にとってどういう形がいいのか、議会にとってどういう形がいいのか、ある程度見えた上でやったほうがつくりやすいような気がしますけれど。

中原巳年男委員 先ほど古厩委員が言われたように、先進地といわれるところに行って視察をした時に、条例をつくったがために自分たちががんじがらめになっている、それから条例の中にうたってあるにもかかわらず実際に運用できないというのが結構あるようなのですよね、そこに行って話を聞くと、それなので、やはりある程度の事例等も集める中で、先例事項とか、議会運営の今までの中でのものを、それはそれとして生かしていくかどうかということを決めて、例えば規定にないものについては先例事項によるとか何とかというような形に、少し余裕を持たせておいたらどうかかなというのと、それから議員報告会、議会報告会は、今は松本はもうやらないのか。やっているよね。まだこれから後もあるのか。

事務局次長 いいえ、14、15日で終わりました、第1回目は、里山辺と島立です、公民館で。

中原巳年男委員 議会報告会がいいの悪いのとか、いろいろなところの意見はあるけれど、近くで、もしそういう機会が取れるのであれば、幾日にどこであるというのが分かれば個々に行ってみて、どういう状況だったかということも把握するのも必要だと思うし、北名古屋は議会報告会について失敗してしまったという、盛り込んだことを失敗したという言い方をしていましたので、うまくいかなかったと、2、3回やったけれど、そういう何でいけなかったかということなど、進め方とかそういうこともあるとは思いますがね。

塩原政治委員 自分の立場は、古厩委員が言った方法がいいかなという気がします。それともう一つは今、副議長が言ったように、そういう資料を常に皆さんに配って持っていらって、その資料を見ながらそういう項目の検討をしていってもいいかなと思う。そんな意味では、やはり塩尻市として何をやっていくかということ大きな局面で議論をしておいて、詳細に入っていくほうがスムーズに行くような気がします。とにかく、それと併用しながら二、三市のそういうものを取ってらって、基本条項をやっているような。それと自分が視察に行った中で結構多いのは、合併によって基本条例をつくったところが多い。ということは、合併によってそれぞれの違ったところを統一するためにやったという事例が多く見られた。そういう意味もあるので、いろいろな面でやはり先ほどから出ている塩尻市としては何をやるかという大まかなことをして、こちらは規則にあるからこちらはあれにあると、仕分けではないけれどそういう形で分けられていくので、まずとにかく、どうしても盛り込むものを最初に議論していくのが必要かなという気がします。

委員長 いろいろ意見が出てまいりましたが、うまく私もまとめられないのですが、今、古厩委員や中野委員の御意見を聞いてみると、塩尻市としてどうかということをし少しある程度形というか、枠ですね、枠というかくった後で条例の文というか、自体に落とし込んでいったらどうかという、また議長も今そういう考え方でいいかと思ったのですが。そうなりますと、どうしてもここで議論する際に、何か材料というか基本条例というのは本当は一から塩尻市独自でできればいいけれど、そうはいっても先進的なところが沢山ありますので、そのパーツというか部品というか、塩尻市はこれはいい悪いみたいな、先ほど仕分けというキーワードがあったのですが、その部分のところを少しこれからやっていくような形というのが意見の大勢というふうに、いいですかね皆さん、私もうまくまとめられないのですが。要するに、ある程度の項目、前回研究委員会等でも項目は出していただきました。あの項目について皆さんの少し理解を深めながら、こういうことは塩尻市議会ではいらないのではないか、例えば議会報告会は必要だけれども、反問権は、市長から質問なんか別になくてもいいとか、それから議員同士の議論についてもこの程度でいいとか、一方で議会報告会はもう少し数が多いとか、いろいろ意見はあると思うのです。各項目について少し何らかの形で事務局と正副委員長で、一覧を出してしまった中で皆さん少し理解を深めていただいて持ち帰るなりして、次まで早めに資料をもしお渡しできれば、各委員さんでうちはいらないというのは、それぞれで出していただければいいと思うのですが。これは塩尻市議会に、いやいらないという。

副委員長 とりあえず先進的なところの資料を配っていただいて考えていただくと。

中野長勲委員 まず資料No. 3の前文であるか、目的であるか、何というか、このかがみを。単なる大ざっぱならこれだけでもいいわけだ。でもせっかく条例としてつくるのだから前文なんていうのはできないのだとか何とかと、いろいろな言葉が出てくると思う。それを塩尻方式で最後までつくればいいのだけれど、やはり他市のものを見比べるのも一つのたたき台ではないかなと私は思っているけれど。

委員長 先ほど小野委員さんから少し、言葉が先に出ると、という話があったのですが。

小野光明委員 やるべき議論をしておかないと、条文で落とすのは結構なのだけれど、結局この特別委員会もそうだし、ほかに結局議員がつくらなくてはいけないので、その議員の人たちにも情報をしっかり提供しなくてはいけないし、しっかりすべき議論をした上でないと、情報をつくっても、そんなの知らないし、いつ決まったのかということになってはいけないので、やるべき議論を、例えば反問権でも考え方はいろいろあるので、議論をした上でしっかり条項をしないと、結構文字にこだわってくると少しまとめにくいのではないかと。まず議論をしっかりとっておいてやっつけていかないと、私は進まないと思うので、少なくともこの特別委員会の中ではしっかり議論を。多分先ほども出ているね、議会報告会のあり方とか。あると思うのですよね。そういう柱になるものを、先進地でもあったように、それではこれは市としてはどうするというのはまとめておいたほうがいいのではないかと思いますけれど、話の進め方は。

鈴木明子委員 小野委員の言っていることは、私もその方向かなと思うのですけれども、ただその時の材料として、どんな要素についてみんなで共有すればいいのかということについては、サンプルみたいなもの、条例化しているところのサンプルを何パターンとか見ながら、この要素についてはこうだとか。

小野光明委員 先進地に行っているのはあるのですか。ここで2月にも、その前にも行っているから4つは多分たいていあると思うので。

古厩圭吾委員 報告くらいは出ているのではないかと。

委員長 サンプルはすぐに御用意ができるのですが。

鈴木明子委員 そういうものの中からこの要素についてはどうなのということ、ここで話し合ったりすればいいと思います。

副委員長 視察報告。情報はそのとおりしかないので、実際に視察に行って、聞いてみて、感じたものがその中に載っているはずですから。

古厩圭吾委員 それを絞り出して、参考条項につけてくれれば一番わかりやすい。

小野光明委員 それを一回まとめてもらえば。

委員長 それでは今言ったような形で、まず条例、これというのは正副委員長で選びます。それと視察に行った先の条例とサンプルを次の委員会で提示しておきたいと思いますが、あと1点、これはお願いなのですが、もちろんサンプルがきてから皆さん、より理解を深めていただいてもいいと思いますが、やはりもし条例をつくらしたらこういうのは入ったほうがいいなということ、各委員の皆さんなり、今でも十分お出しただけだと思いますが、その辺考えておいていただきたいと思いますが、宿題みたいで大変恐縮ですが。それがなくてやると時間ももたないないので、次回。

では、大体そのような方向でよろしいですか。次回は、視察の報告と、それから条例のサンプルを見ていただいて、もし早めに委員会前に、お一人でできるようなものがあれば事前に予習という失礼ですが、目を通していただいて、委員会でこれがいい、これが悪いというのを少し議論して、次回はしたいと思いますがよろしいですか。

丸山寿子委員 あと1点いいですか、済みません。視察もなのですから、あと、そもそも栗山町から始まっているのですけれど、それに関した本だとか、あるいはもしだれか研修か何かでそういう話を聞いたというよう

なことがあれば、それをもし参考にできるようなら、そういったことも視察だけでなく上げてもらえるようでしたら。可能なら。

委員長 可能なら参考になりそうなものはお出しして。

中野長勲委員 近隣は必要ないですか。松本市とか飯田市とか。

委員長 資料をとということですか。沢山あって、お出しするのは幾らでも出ると思うのですが。

小野光明委員 あまり多くてもあれだから、とりあえず正副委員長でやってもらって、もし足りなければやっていったほうが、最初からこんなにというのは、最初は上げてもらって、時間もあるので。

委員長 適宜な量を皆さんに提供していくということでよろしいですか。わかりました、正副委員長でそれは選別したいと思います、事務局と相談の上。

副委員長 具体的に視察を計画した方がいいですか。

中野長勲委員 絞ってしまうと、その答えが埋まったような感じで。

副委員長 考えていたのは、視察に行くのか、それとももう少し広く全般的なことを見ている専門家がいればその方に聞いて、良いこんな事例があったということをお話してもらう方がいいのかと思ったのですが。

中野長勲委員 正直言って北名古屋と伊賀上野、あそこは私の感じでは参考にならなかった。

小野光明委員 参考にならないかどうか、悪い例、だめだという例もなければいけない。

中野長勲委員 そういう、私は感じを受けた。

古厩圭吾委員 そういうところは参考になるのだよ、どこがいけなかったかというのがね。

丸山寿子委員 前の委員会でもいろいろな意見が出たのですけれど、そういう中で議会の研修ということで前は学者というか、大学の先生とかそういう研究者ではない方に来ていただいたのですが、そういう広い意味で研究しているような方の意見を聞くのもいいのではないかなというふうには思うのですがどうでしょうか。

委員長 今に関連して、専門的な方をお呼びしたいというのを前回の委員会でお話したのですが、少し予算の都合上、お願いはいたしました委員長のほうから。正直スケジュール等、あと予算上の都合からその金額では難しいということをおっしゃったので、再度当たってみたいというふうにお答えをしたいと思います。

中野長勲委員 それは一回勉強したからいいのではないか。この間講師の。

委員長 丸山委員のおっしゃっているのは、この間のは、全国議長会の事務方の方でしたが、少しまた違った見解の学者の先生もいらっしゃるの。

塩原政治委員 学者のは、見ても参考にならないと思う。というのは、いろいろな考え方がある人のがいっぱい出ているから、よほどの形で絞っていかないと、結果としては変な方向に行ってしまう可能性がある。そういう面ではあまり賛成はできないけれど、参考にはなるとは思うけれど。

委員長 済みません、委員長から。今おっしゃった意見も全くそのとおりなのですが、ここ少しわからないという時に学者さんに聞くのはいいと思っているのです。まず特別委員会で議論をして、決まった後でこのこの部分はどのなのだろうとか、この部分は視察したほうがいいねという話になった時に聞くという形で、いいタイミングで活用できればなという形でのあくまでも専門家の意見です。全くその人の意見を聞くということはないと思います。そんな形で、では次回はこの資料をできるだけ早くお渡しして話をしたいと思います。それでいいですかね。

今日は少し事務局に。これで、次回は資料提示と、条例に入れるものはどんなものかという形で議論をしていく形にさせていただくと、資料のNo. 3 - 2のほうに前回の委員会で大まかな制定スケジュールを提示いたしましたのですが、さらに少し細かいものをつくっていただきました、皆さんの日程等もありますので。事務局との打ち合わせと若干違う議論になってしまったのでうまく説明していただけるかわかりませんが、簡単に事務局のほうから御説明をお願いいたします。

議事調査係長 今の内容が若干この中に組み込まれてくるかと思うのですが、前回、正副委員長さんとの打ち合わせの中では9月の特別委員会、最後に書いてありますところまでのスケジュール、あくまでも案ということで組んでみました。7月末特別委員会を今こちらに書いてあります、条例に組み入れる項目の検討とあるのですが、その間に正副委員長と事務局の中で、条例項目の資料づくりをしていきたいと思っております。また8月中旬には同じく正副委員長と事務局の中で、基本条例素案の作成、8月末に特別委員会と、あとこちら全協を開催する予定で基本条例素案の検討をさせていただく。9月の特別委員会で先ほど言った公聴会の開催を一応予定ということで、スケジュール案を作成してみました。以上です。

事務局次長 少し補足をさせてください。今、中野係長から説明がありましたのは、これは最終的にこの辺のところで作るということですので、この間に何回か特別委員会を開催していただいて、ここまでこれをたたき上げていくというのがこの日程でありますので、これは少し早急ではないかというお話があるかと思うのですが、前回の特別委員会の中ではスケジュールをお示しして検討していただいた中で、12月ぐらいには制定を一応目安にしてやっていきたいという中で、10月までにパブリックコメントをやるという中でスケジュールを組んでございますので、その辺のところを御検討をいただきたいということでもありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

委員長 ありがとうございます。事務局にお願いをして、前回の案ですと少し大まかだったのでより細かく立ててみました。もっと言えば、この委員会としての最終目標を期限を切った形で細かく提示してあります。このスケジュールだと若干委員会の回数がふえてきますので、その辺を御承知おきたいということと、逆にこういうことがきちんとありますと、目安としてこれを横目で見ながら議論の進捗ができるのかなということですので、これは参考というか、こういう形で進めていきますよということで、御承知おきを願ひしたいと思ひますが、よろしいですか。

はい、ありがとうございます。ではきょうの会議はお話することは以上ですが、次回の日程を決めたいと思ひますが、事務局から。

事務局次長 少し内輪の話をさせていただいてよろしいでしょうか。

委員長 はい、結構です。

事務局次長 委員長さん、前回の打ち合わせの時には、項目の関係を整理するというで少し時間を取っていただいたのですが、きょうの今のお話の中で、例えば基本条例の意味、サンプルと、視察先の検証報告などの資料をとということになれば、時間的にはそうは資料づくりにはかからないと思ひますので、前回少し打ち合わせした日程よりは少し早くはなってもいいのではないかなと、事務局的には対応できるのではないかなと思ひますので、その辺のところを考慮していただいて、もし前回少し時間をいただきたいというお話をしておいたものですから、その辺のところをよろしければ現在空いているところが、5月は。

委員長 11日でしたね。6日の全協の日はあれでしたね。時間的に厳しいのかな。

事務局次長 午前中にこの委員会をやって、午後に全協ということならよろしいかと思うのですが、全協がどのくらい時間がかかるか。

副委員長 配る資料は、例えば6日の時点では間に合うのですか。

委員長 資料は早めに行けばいいですね。

副委員長 会議は11日でもいいですね。

委員長 では11日はいかがでしょうか。議会のほうが日程がないのでここでしたいと思いますが。5月11日、火曜日ですね。

丸山寿子委員 個人的には少し。ここしかないですかね。

委員長 一応。

中野長勲委員 6日に全協を予定されているのですか。

委員長 そうです。6日は全協。

事務局次長 午後1時半からの予定で、まだ御連絡していないのですが、これは、前回議長さんのほうからの広域消防の関係で連休前に開催したいという全協だったのですが、日程がうまく取れなくて6日になるということですので、済みませんをお願いしたいと思います。

ただ、委員長、済みません。6日の午前中ですね、きょう少し連絡が来まして、議長と福祉教育の委員長さんが出席、全部会議に出てしまったものですから。

委員長 では11日火曜日、丸山委員が個人的に少し都合が難しいのですが、11日でもいいですか。午前午後両方ともだめですか。

丸山寿子委員 そうですね、個人的な理由だからあれですけど、少しほかの団体の監査に東京に行くことに本当はなっていて。なのでですけど。

委員長 11日か13日で大丈夫ですよ。

事務局次長 13日でもいいですけど。

委員長 では、13日でいいですか。

丸山寿子委員 それは午前とか午後とかあれですか。

委員長 基本的には午後。

事務局次長 ちょっと待ってください、13日。これは午後は、中村委員さん、選挙管理委員の関係は監査ではないからいいですね。議長が途中で少し退席するようになるかもしれませんが、午後3時から全国市区選挙管理委員会連合会の信越支部の総会がありまして、議長に少しあいさつをしていただきたいというのが来ているのです。その時は議長さんだけ少し中座させていただければいいですが。

委員長 では13日でよろしいですか。13日の午後1時半から。

丸山寿子委員 済みません、お願いいたします。

副委員長 では6日までに資料を。

事務局次長 はい、わかりました。では6日にお配りするということですね。

中野長勲委員 13日の午後1時半からですね。

委員長 はい、13日の午後1時半からお願いいたします。資料を6日までにお手元に行くように事務局にお願いいたしますので、目を通していただいて、13日はどういうものかというふうなお話をさせていただきたいと思います。

ほかに事務局、ございますか。

ほかに委員の皆さんからは特に、よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 それでは、第3回基本条例特別委員会を終了したいと思います。本日はありがとうございました。

午後2時52分 閉会

平成22年4月20日(火)

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

塩尻市議会基本条例特別委員会委員長 金子 勝寿 印